

介護保険指定事業所・施設の指定状況(主体別)

(平成24年4月1日現在)

区分	総数	社会福祉法人	社会福祉協議会	医療法人	民法法人	営利法人	NPO法人	農業協同組合	生活協同組合	その他の法人	地方公共団体	非法人
実施事業数合計①～④	773	262	45	173	28	228	7	14	3	-	9	4
指定居宅介護支援事業所①	92	27	8	21	6	25	1	2	1		1	
指定居宅サービス事業所	322	109	19	65	11	102	3	6	1	-	4	2
小計②	322	109	19	65	11	102	3	6	1	-	4	2
訪問介護	64	14	8	7	2	29	1	2	1			
訪問入浴介護	3	1				2						
訪問看護	23	2		6	7	4		1			3	
訪問リハビリテーション	-											
居宅療養管理指導	1					1						
通所介護	87	30	7	14	1	33	2					
通所リハビリテーション	24	3		18				1			1	1
短期入所生活介護	54	51				3						
短期入所療養介護	25	3		20				1				1
特定施設入居者生活介護	9	5				4						
福祉用具貸与	17		3		1	13						
福祉用具販売	15		1			13		1				
小計③	309	98	18	67	11	101	3	5	1	-	4	1
指定介護予防サービス事業所	64	14	8	7	2	29	1	2	1			
予防訪問介護	64	14	8	7	2	29	1	2	1			
予防訪問入浴介護	3	1				2						
予防訪問看護	23	2		6	7	4		1			3	
予防訪問リハビリテーション	-											
介護予防居宅療養管理指導	1					1						
予防通所介護	86	30	6	14	1	33	2					
予防通所リハビリテーション	23	3		17				1			1	1
予防短期入所生活介護	46	43				3						
予防短期入所療養介護	23			23								
予防特定施設入居者生活介護	8	5				3						
予防福祉用具貸与	17		3		1	13						
予防福祉用具販売	15		1			13		1				
小計④	50	28	-	20	-	-	-	1	-	-	-	1
介護保険施設	25	25										
介護老人福祉施設	25	25										
介護老人保健施設	13	3		9				1				
介護療養型医療施設	12			11								1

(注) (1) 訪問看護、訪問リハビリテーションおよび居宅療養管理指導に係る「みなし指定」の事業所を除く。

(2) (介護予防)短期入所療養介護は、介護老人保健施設を除く。

(3) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設の指定は、広島県健康福祉局介護保険課が行っている。